



PFASに関する取組状況について

令和8年4月

環境省水・大気環境局環境管理課
有機フッ素化合物対策室



PFAS対策の基本的方向性

- PFAS対策については、国内外の**健康影響に関する科学的知見及び対策技術等の継続的な収集**を図りつつ、科学的根拠に基づく対応と国民へのわかりやすい情報発信を図る
- 具体的には、関係省庁とも密に連携しつつ、「**環境中への新たな排出抑制**」「**更なる汚染拡大の防止**」「**健康影響の未然防止**」「**リスクコミュニケーション**」の4つの柱で取組を推進

①環境中への新たな排出抑制 「作らない・出さない」

- **POPs条約において、予防的な取組方法に基づき廃絶対象**となったものについて、**化審法において、製造・輸入を原則禁止済み** (PFOS(H22), PFOA(R3), PFHxS(R6))
- 今後も、廃絶対象となった物質について、迅速に対応
- **PFOS等含有泡消火薬剤の在庫量調査、適正管理・代替製品への切り替えの促進**

②更なる汚染拡大の防止 「広めない」

- **公共用水域・地下水におけるPFOS及びPFOAに関する指針値**（暫定なし）を設定済み（R7.6）
- **環境モニタリングを強化し、暫定目標値を超過した場合に、対応の手引き（R6.11第2版）に基づき、飲用摂取防止や追加調査等を実施**
- **環境中濃度の低減のための知見集積に向け対策技術の実証事業開始**（R7.4～）

③健康影響の未然防止 「摂取しない」※

- 人への曝露は、**主に経口摂取**であることが指摘されており、飲料水・食品への対応が重要
- **水道水中のPFOS及びPFOAについて、水質検査・遵守の義務がある水道水質基準へ引き上げ**（R7.6、施行はR8.4.1）
- **PFAS血中濃度と健康影響等との関連**について、**環境研究総合推進費等を活用した研究（R6～R8）**を推進

※耐容一日摂取量や目標値等を超過する量のPFOS等

④リスクコミュニケーションの推進 「正しく知る」

- 河川や地下水などの水環境において、高濃度のPFASが検出されている事例が確認されていることから、**住民の不安に寄り添い、透明性を確保しながら適切な情報発信**が必要
- **国民向けのQ&A集**を作成、周知（R5.7～）
- **PFASハンドブック**を作成、地方公共団体・水道事業者等へ周知（R7.12更新）

● PFASに関する取組状況

- ① 作らない・出さない
- ② 広めない
- ③ 摂取しない
- ④ 正しく知る

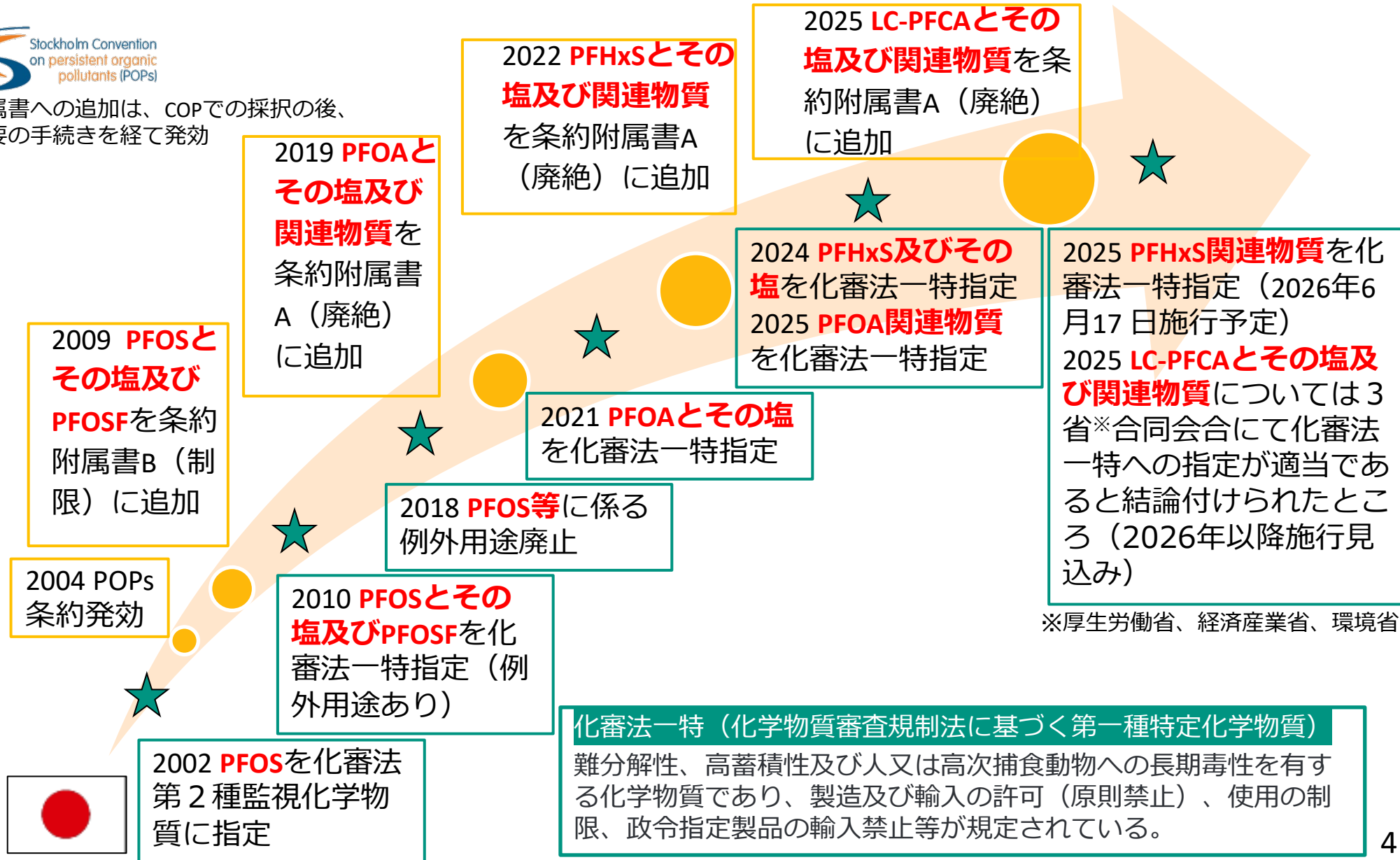
PFASに関する取組状況

① 作らない・出さない

POPs 条約と国内の製造・輸入規制の動向



※附属書への追加は、COPでの採択の後、
所要の手続きを経て発効



※厚生労働省、経済産業省、環境省

◆PFOS等含有泡消火薬剤＝在庫量の把握が課題

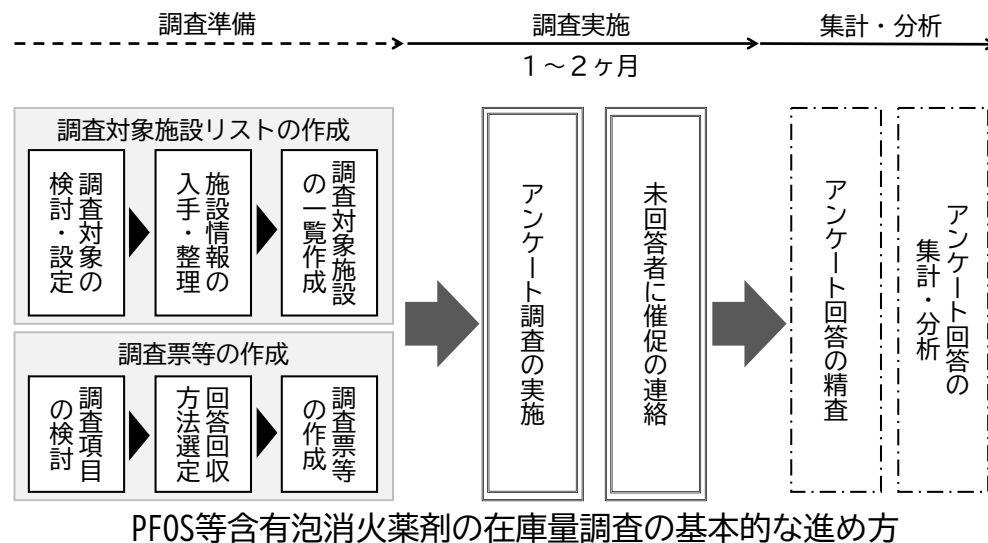
- 代替や処分が進んでいる施設もあるが、国内全体としてどの程度の薬剤がどこに保有されているのか、より精緻に把握する必要がある。
- 市中にある泡消火設備からの誤放出等による漏洩事故も発生しており、在庫量の把握が十分にできていない施設における「見えない在庫」が環境汚染の潜在的なリスクとなっている。

◆在庫量調査マニュアルの策定

PFOS 等含有泡消火薬剤による環境汚染の未然防止を目的として、地方公共団体が泡消火薬剤の在庫量を把握するための調査を実施するにあたり、参考となる情報をまとめた「**PFOS等含有泡消火薬剤在庫量調査マニュアル**」を令和8年3月に策定し、地方公共団体に周知。

<https://www.env.go.jp/chemi/kagaku/AFFFmanual.html>

⇒ **計画的な代替と適正処理**を効果的に促進するための施策の検討へ活用。



PFASに関する取組状況

② 広めない

公共用水域・地下水中のPFOS・PFOAの指針値の取扱い

令和2年、**公共用水域・地下水**中のPFOS・PFOAの指針値（暫定）を設定（合算値で50ng/L）

- ・監視強化の観点から目安となる値を示す意義あり
- ・一方、**毒性学的に明確な基準値・指針値の設定は困難**

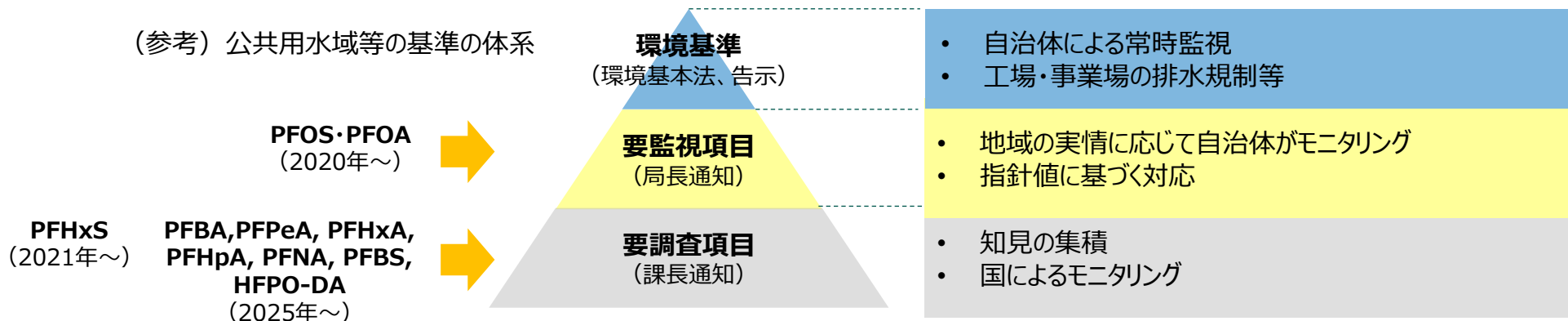


令和6年6月、**食品安全委員会が耐容一日摂取量（TDI）を設定**

当面の対応

- 公共用水域・地下水中のPFOS・PFOAの「**指針値（暫定）**」を「**指針値**」とする（合算で50ng/L）（令和7年6月、局長通知）
- 国民の健康リスク低減の観点から、**水道水源から蛇口までの一体的なリスク管理**を図る（**水道水源等での重点的なモニタリング**、指針値等を超過した場合の**飲用摂取防止**等）
- 引き続き、以下の**知見の集積を図りつつ、位置づけを検討**
 - ・環境中での検出状況
 - ・環境中への流出や拡散
 - ・効果的・効率的な対策技術
 - ・汚染の態様に応じた**対策の効果や実行可能性、健康リスクの低減に効果的な対策のあり方**
 - ・**水質汚染による食品への影響**（水・土壌から農水産物への移行特性、食品中のPFOS等の含有実態等）

（参考）公共用水域等の基準の体系



水環境中におけるPFOS等の検出状況

- 令和6年度の都道府県等による公共用水域及び地下水中のPFOS等の測定地点は47都道府県3,941地点。そのうち指針値（暫定）超過は、26都府県、過去に超過が確認され継続的に測定282地点、汚染範囲等の特定のための調査217地点、概況調査等により超過を新たに確認130地点。
⇒指針値（暫定）を超過した地点については、**「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」に基づき、飲用を控えるなどのばく露（摂取）防止の取組等**が実施されている。
- 環境省の化学物質環境実態調査において、**経年的に濃度の減少傾向**が統計的に有意と判定されている。

※令和7年6月以降は「指針値（暫定）」を「指針値」に変更されている。

<令和6年度公共用水域及び地下水のPFOS及びPFOA調査結果>

- 測定地点数：河川1,469、湖沼37、海域115、地下水2,320（計3,941地点）
- 超過地点数：河川 132、湖沼 1、海域 0、地下水 496（計 629地点）**

※超過した629地点の調査区分の内訳は、

- ▶過去に超過が確認され継続的に測定：282地点
- ▶汚染範囲等の特定のための調査：217地点
- ▶概況調査等により超過を新たに確認：130地点

※この中には、水質汚濁防止法に基づく測定計画に基づかず都道府県等が独自に行った測定地点も含まれている。

<化学物質環境実態調査における調査結果の傾向（水質）>（平成21年度～令和5年度）

調査対象物質	水質	水質			
		河川域	湖沼域	河口域	海域
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	↓	—	↓	—	↓
ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	↓	↓	↓	↓	—

↓：経年的な濃度の減少傾向が統計的に有意と判定されたもの

PFOS及びPFOAに関する対応の手引き（令和2年6月作成、令和6年11月改定）

公共用水域や地下水のPFOS及びPFOAが目標値等を超えて検出が確認された場合等に、各都道府県又は関係市などにおいて、ばく露防止の取組や追加調査等を実施する際の参考となる情報を環境省及び厚生労働省において整理したもの。本手引きに記載の内容については、地域の実情等に合わせて活用されることが適当である。
令和2年6月に作成し、都道府県等に向けて通知。令和6年11月に改定。

1. 超過地点周辺における対応

(1) 飲用によるばく露の防止の徹底

⇒ 地域の水道事業者等に対して、速やかに情報を提供を行う。また、井戸等の設置者等に対して水道水の利用を促すなど、**飲用によるばく露の防止を徹底することが重要**である。

(2) 継続的な監視調査の実施

⇒ **周辺での水道水源等の存在状況を踏まえ**、その後の対応検討のため、継続的な監視調査の実施が望ましい。

(3) 追加調査の実施

⇒ **ばく露防止を確実に実施するために**、特に飲用に供する水源がある地域において、必要に応じて調査範囲を拡大し、追加的な調査の実施を検討することが考えられる。

⇒ 必要に応じて、排出源の特定のための調査を実施し、濃度低減のために必要な措置を検討することが考えられる。

2. 健康影響等に関する情報発信

(1) リスクコミュニケーションの実施

⇒ 「PFOS、PFOAに関するQ&A集」を活用する等、住民の不安に寄り添い透明性を確保しながら適切な情報発信を行っていくことが重要である。

(2) 地域住民の健康状態の把握

⇒ 地域保健を担当する各地方公共団体が、地域保健活動の一環として、健康指標に関する既存統計等を用いるなどして、当該地域の健康状態を把握し、地域住民に向けた情報発信を行うことが望ましい。

PFOS等を含む水の処理に用いた使用済み活性炭の適切な保管等について

令和7年3月26日 環水大管発第25032611号・環循規発第2503261号 通知

- 浄水場の水源となっていたダムから暫定目標値を超えるPFOS・PFOAが検出された。
- ダムの上流に位置する**資材置き場に長期間にわたり残置されていた使用済み活性炭の一部から高濃度のPFOAが検出された。**

- 活性炭の適正な取扱い等について、活性炭の製造・再生事業者等へのヒアリング・各種調査等を実施し、知見を整理。

令和7年3月26日、関係省庁と連携し、水質汚濁防止法を所管する自治体や水道事業者、関係業界団体等に対し、**使用済み活性炭（暫定目標値等を超過する濃度のPFOS等を含む水の処理に用いたもの）**の適切な保管等について周知。

①使用済み活性炭の適切な保管

長期間保管する場合、**屋内で保管する又は雨水等が当たらないよう保管する**など、汚染を生じさせないよう保管。廃棄物となった使用済み活性炭を保管する場合は、廃棄物処理法に基づき適切に管理。

②使用済み活性炭の適正処理

廃棄物として処理する場合、排出事業者から廃棄物処理業者に対して**情報提供**するとともに、廃棄物処理業者において**技術的留意事項※1**に基づく**分解処理**。

※1 PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項（令和4年9月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）

③使用済み活性炭の再生

再生の委託を検討する場合、委託者から再生事業者に対して**情報提供**するとともに、**受入可能か確認**。再生を委託する場合、再生を行う事業場からの**環境中への流出を防止する取組※2**が行われていることを確認。

※2 排水又は排ガス中のPFOS等の濃度を測定し、確実に分解処理されているかを確認する等

PFOS等の濃度低減のための対策技術の実証事業

- 国内外で様々なPFOS等の濃度低減のための対策技術が提案され始めているが、国内におけるPFOS等の濃度低減対策の実施例は限られている。
- 環境中のPFOS等について、濃度低減のための効果的な対策技術に関する知見を充実させることを目的として、PFOS等の濃度低減のための対策技術の実証事業を実施。

対象技術	提案機関名	技術の名称
【土1】		
現地	株式会社鴻池組	PFOS・PFOAを含む土壌のロータリーキルン式熱分解処理による濃度低減技術
現地以外	清水建設株式会社	PFOS等汚染土壌の浄化を目的とした分級洗浄技術
	株式会社環境管理センター	汚染中心濃度に対応した超低負荷型PFAS固定化等技術
	株式会社大林組	PFOS等汚染土壌の固化・安定化処理～汚染土壌からのPFOS等溶出抑制～
【水1】・【水2】		
現地（【水1】）	株式会社エコサイズ	カートリッジ式活性炭吸着装置および泡沫分離前処理装置を用いた活性炭再生循環運用による高濃度PFAS含有水の処理方法
現地（【水2】）	株式会社奥村組	PFAS除去用イオン交換樹脂を用いた処理実証
現地以外	清水建設株式会社	分離・分解技術によるPFAS含有水の処理実証（泡沫分離／プラズマ）
	株式会社日立ハイテク	400kHz付近キャビテーション超音波-酸化ラジカルハイブリッドによるPFAS無害化モジュール ～処理量50m ³ /日で原位置50ng/L達成を目指す～
	株式会社エマルジョンフローテクノロジーズ	溶媒抽出技術、「エマルジョンフロー」を用いたPFOS等の濃度低減と光分解技術を用いた回収PFOS等の無害化に関する実証実験

得られた知見については地方自治体等に広く提供し、活用していただく。

PFOS等の濃度低減のための対策技術の実証事業の例

土壌分野

熱分解による濃度低減



土壌掘削の様子



埋め戻しの様子

土壌の固化・安定化



バックホウによる
固化剤等の混合試験



モルタルミキサーによる
土壌均一化作業

水分野

イオン交換樹脂



試験装置（イオン交換樹脂）

活性炭



試験装置（活性炭）

泡沫分離



泡沫分離試験装置



泡沫分離・回収の様子

※ 「令和7年度補正予算PFOS等の濃度低減のための対策技術の実証事業」について、現在、公募手続き中（公募実施期間：令和8年2月27日～3月27日）。

PFASに関する取組状況

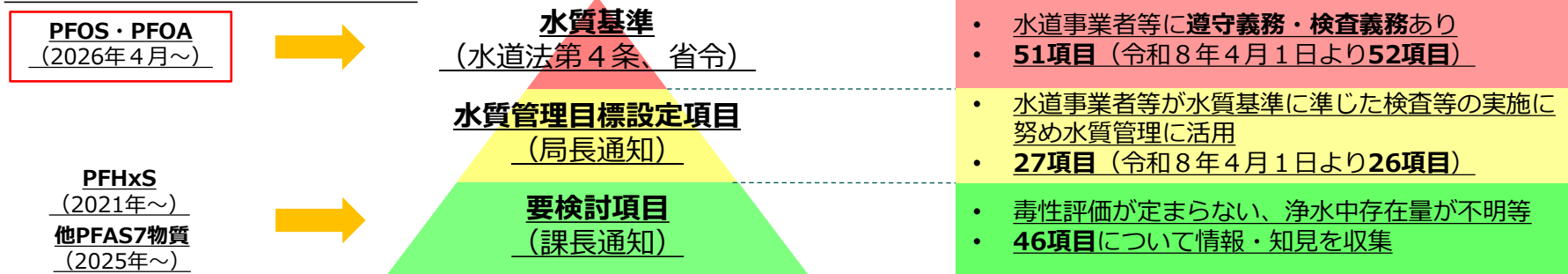
③ 摂取しない

水道水におけるPFOS及びPFOAの水質基準化について

- 内閣府食品安全委員会の評価結果（令和6年6月）等を踏まえ、令和6年7月に、水道水におけるPFOS及びPFOAの目標値等の見直しについて、専門家による議論を開始した。
- **令和8年4月1日から、PFOS及びPFOAについて、水道水質基準（参考1）を設定し、合算値50ng/L（参考2）とする。**
- 今後、国際的動向及び一斉分析による検出結果を踏まえ、**その他のPFAS8物質※を要検討項目に設定し、科学的知見の収集を行う。**

※PFBS、PFHxS、PFBA、PFPeA、PFHxA、PFHpA、PFNA、HFPO-DA

（参考1）水道水質基準等の体系



（参考2）水質基準値

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{TDI} \times 1 & & \text{体重} & & \text{水の飲用に係る割当率} \times 2 & & \text{基準値} \times 3 \text{ (R8年4月から適用)} \\
 \mathbf{20} & & \mathbf{50}[\text{kg}] & & \mathbf{10}[\%] & & \mathbf{50}[\text{ng/L}] \\
 [\text{ng/kg/day}] & \times & \frac{\quad}{\text{1日当たりの摂取量}} & \times & & = & \\
 & & \mathbf{2}[\text{L/day}] & & & &
 \end{array}$$

- ※1 耐容一日摂取量：人が、水の飲用以外の経路からの摂取を含め、一生涯に渡って摂取し続けても、健康への悪影響がないと推定される、体重1kg当たり、1日当たりの物質の摂取量。食品安全委員会が、諸外国・機関の評価で使用された根拠資料を含めて評価（PFOS・PFOAそれぞれで20ng/kg/day）
- ※2 水の飲用以外の経路からPFOS等が摂取されることも見越して、その分、水の飲用からの摂取量をどの程度まで抑制しておく必要があるかを設定した数値。
- ※3 PFOS、PFOAそれぞれ50 ng/Lだが、**水質基準値はより安全側にPFOSとPFOAの合算で50ng/Lとした。**

水道水におけるPFOS及びPFOAの全国調査

- **全国の水道事業者等におけるPFOS及びPFOAの検出状況**について、国土交通省と共同で調査を実施（令和6・7年度に実施。7年度はフォローアップ調査）
- 国土交通省・環境省連名で、令和7年12月25日付けで水道事業者、都道府県等に対し、検査未実施の水道事業者や専用水道設置者において早急に検査の実施を求める事務連絡を発出。

<フォローアップ調査の結果（令和7年12月25日公表）>

表1 水道事業等における水質検査の実施状況

	事業数	検査実績			
		全量受水	有 ^{※1}	無	
				全量受水	
上水道事業	1,285	146	1,253	32	30
水道用水供給事業	83	2	83	0	0
簡易水道事業 ^{※2}	2,182	33	1,865	317	16
合計	3,550	181	3,201	349	46

表2 専用水道における水質検査の実施状況

	設置者数	検査実績	
		有 ^{※1}	無
専用水道 ^{※3}	8,056	4,353	3,703

（詳細・今後の対応等）

- **水道事業（簡易水道事業含む）及び水道用水供給事業者**では、検査を行ったことがある事業（**3,201**）のうち、**暫定目標値を超過した事業数は19あったが、いずれも対策実施済みで現在は目標値を下回っている。**
- **専用水道**では、検査を行ったことがある設置者（**4,353**）のうち**暫定目標値の超過を確認した専用水道数は59。**
- 暫定目標値を超過した専用水道の多くでは、**既に水道水への切り替え等の対応措置済み又は飲用しないような対応がとられており、未対応の専用水道も速やかに対策が実施されるよう都道府県等にて指導中。**

※1 令和2年4月から令和7年8月末までの間に水質検査を実施した場合、「有」として計上

※2 簡易水道事業：給水人口5,000人以下の水道事業

※3 専用水道：寄宿舎、社宅等の自家用水道等で100人を超える居住者に給水するもの又は1日最大給水量が20m³を超えるもの

エコチル調査におけるPFAS

1. 化学分析等の実施状況

約10万組の親子を対象とした「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」では、子どもの健康に影響を与える環境要因を明らかにするため、質問票による追跡調査を行うとともに参加者の血液等の生体試料を分析しており、PFASも含まれている。

【実施状況】

実施年度	媒体		対象物質	検体数	状況
2017	母（妊娠期間）	血液	有機フッ素系化合物（PFAS）	25,000	完了
2020	出産時	臍帯血	有機フッ素系化合物（PFAS）	5,001	配布準備中
2021	児（詳細調査）	血液	有機フッ素系化合物（PFAS）	5,010	配布準備中
2024	児（詳細調査）	血液	有機フッ素系化合物（PFAS）	5,075	精度管理中

2. 成果論文

PFASに関する論文は9件発表済。（令和8年4月時点）

化学物質の人へのばく露量モニタリング調査(HBM : Human Biomonitoring)

第一期調査(令和7~9年度)

背景と目的

- ・ 実践的な化学物質の管理に向けて、人へのばく露実態を把握することが重要である。
- ・ これには人の血液や尿などの生体試料^{※1}を直接分析することが有効である。
- ・ 3,000人規模の生体試料の分析を行い、全国の人の平均的なばく露量を把握する

アウトプットと想定される活用

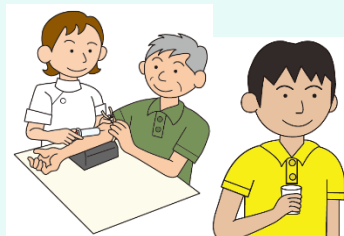
- ・ 化学物質管理施策の有効性評価として、ストックホルム条約^{※2}や水俣条約^{※3}などへのデータ提供
- ・ 環境リスク評価の精緻化、環境リスク管理施策へのデータ提供（標準値を提供）

本調査設計(1期3年を想定)

①調査協力者募集
(全国150地域で
計3,000名程度)



②生体試料の採取
(血液・尿・毛髪など)

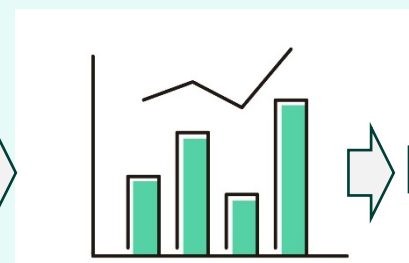


③化学物質分析、試料保存



現在、対象物質に
一部のPFASを含む想定。

④解析、次期調査の設計



※1 生体試料の直接分析により、全てのばく露媒体（食品、水、大気など）からの、総合的なばく露実態を把握することができる。
 ※2 環境中での残留性が高い残留性有機汚染物質から人の健康の保護及び環境の保全を図る目的で、2004年5月17日に発効。
 ※3 水銀及び水銀化合物の人為的排出から人の健康及び環境を保護する目的で、水銀に関する水俣条約が2017年8月16日に発効。

PFASに関する研究の推進（PFAS総合研究）

- 「PFASに関する今後の対応の方向性」に基づき、多くの種類が存在するPFASの中からリスク管理を行う優先度が高い物質（群）を抽出するために必要な、PFASの有害性やその定量的な把握手法に関する研究を推進することとした。
- 「PFASに関する総合研究」の課題について公募した結果、14件の応募があった。
- 専門家で構成されるPFASに関する研究運営会議において採択候補を抽出し、環境省において以下の3件の課題を採択し、研究を開始した。

① 兵庫医科大学グループ（主任研究者 黒田悦史）

：動物実験、細胞実験等によるPFASの免疫抑制、免疫促進影響の解明

② 国立医薬品食品衛生研究所グループ（主任研究者 相崎健一）

：遺伝子発現解析による有害性評価手法の開発

③ 北海道大学グループ（主任研究者：アイツバマイゆふ）

：毒性影響・毒性発現・種差を考慮したPFASの包括的な健康影響の解明（環境疫学-毒性学融合研究）

3課題とも、令和6年度から令和8年度までの3年間研究を実施

研究の成果については、他の科学的知見とともに、リスク管理を行う優先度が高い物質（群）の抽出、PFASの有害性やその定量的な把握に活用し、国民の安全安心の取組を進めてゆく。

PFASに関する取組状況

④ 正しく知る

リスクコミュニケーションの促進に向けた取組

- 関係者による円滑なリスクコミュニケーションを促進するため、以下の取組を実施した。

① **「PFOS、PFOAに関するQ&A集」の作成（令和5年7月）**

PFASに関する総合戦略検討専門家会議の監修の下、Q&A集を作成し、環境省のHP等で公表。最新の情報等を踏まえ、必要な更新を実施（令和6年8月）。

② **リスクコミュニケーションツール（リーフレット）の作成（令和6年8月）**

自治体の窓口でお渡しすることが可能なリーフレット（A4版表裏）を作成し環境省HPで公開し、自治体へ周知。

③ **PFASに関するウェブサイトの整備・更新（令和6年7月～）**

PFASに関連する資料等を取りまとめたウェブサイトを整備。

④ **PFASに関するハンドブックの作成（令和7年3月、同12月更新）**

地域行政でのさらなるリスクコミュニケーション促進のために作成。環境省HPで公開し、自治体へ周知。最新の情報等を踏まえ、必要な更新を実施（令和7年12月）。

リスクコミュニケーションツール（一般向けリーフレット及びポータルサイト）の作成

一般向けリーフレット

ポータルサイト

2024年8月

PFOS・PFOA とは？

「有機フッ素化合物（PFAS）」の一種です

2024年8月

PFOS・PFOA

暮らしの中の Q&A

“フッ素コーティング製品”に使われている？

使われていません

PFOS・PFOA以外のフッ素化合物が使われています

体に入ったらどうなる？

体外へ排泄されて徐々に減ります

水道の水は大丈夫？

水道事業者(自治体の水道局)等が水道水中の目標値※を超えないよう取り組みを進めています

※ 1 リットルあたり 50 ナガド

目標値を超えた水を飲んだら大丈夫？

まだ、わからないことが多いため、PFOS・PFOAの健康への影響について調査や研究が進められています

水だけじゃなくて、食べ物？ 普通に生活していて大丈夫？

食品の安全性を科学的に評価する国の機関である食品安全委員会、「通常の一般的な食生活では、著しい健康影響が生じる状況にはない」と評価しています

環境中の水の目標値を定め、公表しています

健康影響について表しました

安心のための

検索し、環境省HPをご覧ください

環境担当、地元の水道局等にお問い合わせください

2024年8月

有機フッ素化合物 (PFAS) について

よくある質問

関連資料

お知らせ

- 令和7年4月21日 「PFOS等の濃度削減のための対策技術の実証事業」の公表について
- 令和7年4月7日 PFASハンドブックを掲載しました
- 令和7年3月26日 PFOS等を含む水の処理に用いた使用済み活性炭の適切な保管等について
- 令和6年12月24日 水道におけるPFOS及びPFOAに関する調査の結果について（最終取りまとめ）
- 令和6年12月24日 PFOS・PFOAに係る水質の目標値等の専門家会議（第5回）
- 令和6年11月29日 水道におけるPFOS及びPFOAに関する調査の結果について（水道事業及び水道用水供給事業分）
- 令和6年8月1日 PFASに対する総合戦略検討専門家会議（第5回）

有機フッ素化合物 (PFAS) とは、

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、1万種類以上の物質があるとされています。

PFASの中でも、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタノール）は、幅広い用途で使用されてきました。これらの物質は、難燃性、高耐熱性、長距離移動性という性質があるため、国内で規制やリスク管理に関する取り組みが定められています。

よくある質問

Q1 PFASとは何か

Q2 PFOS、PFOAとは何か

<コンテンツの例>

- よくある質問
- 環境省の2つの専門家会議
- 地方自治体への通知等
- 環境モニタリング等の結果
- PFASに関する研究

URL : <https://www.env.go.jp/water/pfas.html>

